

1. 件名：「原子炉施設保安規定変更認可申請（1／4炉心出力偏差に係る運転上の制限の一部除外）の手続きに関する面談」

2. 日時：令和3年5月20日 16時30分～17時40分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力安全部門 安全管理グループ マネジャー◎

他5名◎

5. 要旨

（1）関西電力株式会社より、原子炉施設保安規定変更認可申請（1／4炉心出力偏差に係る運転上の制限の一部除外）の手続きに関して、資料に基づき説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は、これまでに発電用原子炉の設置の許可又は設計及び工事の計画の認可を受けた内容を変更する必要があるかどうか、1／4炉心出力偏差の運転上の制限の目的、当該パラメータ監視の要否等を含めて具体的に整理して説明するよう求めた。

（3）関西電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・資料 原子炉施設保安規定のLCOの扱いに係るご相談

以上